

- 3) 当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、四国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- 4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (2) 構成員の技術的要件等 特定建設工事共同企業体のすべての構成員は、次の要件を満たすものとする。
- 1) 平成16年度以降に元請けとして、以下に示す工事における製作及び架設の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率に関わらず構成員として施工を行った分担工事の実績に限る。）。
- ・下記の(ア)から(エ)の要件をいずれも満たす施工実績を有すること。
 - (ア) 道路橋（A活荷重又はB活荷重）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。
 - (イ) 橋梁型式が鈹桁橋及び単純箱桁橋を除く鋼橋であること。ただし鋼床版鈹桁橋、並びに単純鋼床版箱桁橋は施工実績としてよい。
 - (ウ) 最大支間長が55m以上であること。
 - (エ) 架設工法が下記の工法以外の工法であること。
 - ・トラッククレーン工法
 - ・トラッククレーンステージング工法（クローラクレーン含む）
 ただし、上記(ア)から(エ)は同一工事であること。
- また、製作と架設は同一工事に限らないが、別工事の場合は製作については上記(ア)から(ウ)、架設については上記(ア)から(エ)を満たすこと。
- なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

- 2) 建設業法（昭和24年法律第100号）の鋼構造物工事につき、許可を有しての営業年数が5年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同等として取り扱う。
- 3) 建設業法の鋼構造物工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。
- (3) 出資比率要件 特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であること。
- (4) 代表者要件 特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であること。
- (5) 特定建設工事共同企業体の協定 特定建設工事共同企業体の協定書は「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月1日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月1日付け建設省次計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。
- 7 一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い6(1)1)の認定（6(1)1)の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も4及び5により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、6(1)1)の認定を受けていない構成員が6(1)1)の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。なお、この場合においては、6(1)1)の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに6(1)1)の認定を受けていないとき又は6(1)1)の一般競争参加資格がないとの認定（6(1)1)の四国地方整備局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けたときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

- 8 資格審査結果の通知
「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。
- 9 資格の有効期間
特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。
- 10 その他
- (1) 特定建設工事共同企業体の名称は、「令和元—3年度 越知道路新横倉橋上部工事〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体」とする。
- (2) 当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招 請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

令和元年8月19日
農林水産技術会議事務局
筑波産学連携支援センター長
松井 章房

◎調達機関番号 018 ◎所在地番号 08

1 調達内容

- (1) 品目分類番号 14
(2) 導入計画物品及び数量
農林水産研究情報総合センターシステム—式
- (3) 調達方法 借入
- (4) 導入目的 本調達の目的は、農林水産省関係試験研究機関等の研究業務推進のための、コンピューターシステムを更新することである。
- (5) 導入予定時期 令和3年度第4四半期
- (6) 調達に必要とされる基本的な要求要件
- ① 本システムは、ネットワークサービスシステム、科学技術計算システム、ネットワークライブラリシステムから構成される。

- ② ネットワークサービスシステムは、約1万人の利用者を対象とした、電子メールサービス、メーリングリストサービス、および情報共有、公開用のシステムである。
- ③ 科学技術計算システムは、農林水産研究開発の各分野での大規模・高速演算のため計算機資源、科学技術計算アプリケーションソフトウェア、共通基礎数値データの利用提供を行う。
- ④ ネットワークライブラリシステムは、文献情報や図書資料情報の提供を行う。
- ⑤ 機器の運用管理については、保守性・操作性に優れ、できるだけ管理労力のかからないシステムとする。
- ⑥ 安定的かつ迅速な保守・支援体制、及びユーザ利用時の支援が十分に可能な体制を有すること。
- ⑦ 本システムは既存の他のシステムと連携して、全体として農林水産研究情報総合センターシステムを構成する。
- 2 資料及びコメントの提供方法 上記1(2)の物品に関する一般的な参考資料及び同(6)の要求要件等に関するコメント並びに提供可能なライブラリーに関する資料の提供を招請する。
- (1) 資料等の提供期限 令和元年10月10日午後5時（郵送の場合は必着のこと）
- (2) 提出先 〒305—8601 茨城県つくば市観音台2—1—9 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター総務課用度係 田中 恵子 電話029—838—7217
- 3 説明書の交付 本公表に基づき応募する供給者に対して導入説明書を交付する。
- (1) 交付期間 令和元年8月19日午前9時から令和元年9月3日午後3時まで
- (2) 交付場所 上記2(2)に同じ。
- 4 説明会の開催 導入説明書交付後に、別途、本公表に基づく導入説明会を開催する。
- (1) 開催日時 令和元年9月3日午後3時
- (2) 開催場所 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター情報通信共同利用館3階VCホール
- 5 その他 この導入計画の詳細は導入説明書による。なお、本公表内容は予定であり、変更することがあり得る。